

総務生活委員会会議録

- 1 日時 令和6年6月14日（金曜日）
開会 午前 10時43分
閉会 午前 10時59分
- 2 場所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名
(出席) 委員長 山田雅徳 副委員長 岡崎亨一
委員 森安健一 委員 三宅啓介
" 高谷幸男 " 津神謙太郎
" 山口久子 " 剣持堅吾
(欠席) なし
(その他出席者) なし
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名
議会事務局長 西村佳子 同主任 東宗利
- 5 説明のため出席した者の職氏名
副市長 中島邦夫 総合政策部長 梅田政徳
総務部長 内田和弘 総務課長 小川修
財政課長 岡真里 市民生活部長 平田壯太郎
総務課主幹 藤原優
- 6 付議事件及びその結果
別紙のとおり
- 7 議事経過の概要
別紙のとおり
- 8 その他必要な事項
別紙のとおり

総務生活委員会審査報告書

令和6年6月14日

総社市議会議長 村木 理英 様

総務生活委員会
委員長 山田 雅徳

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第42号	令和6年度総社市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである

開会 午前10時43分

○委員長（山田雅徳君） ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、ただいまの本会議において付託されました案件の審査を行います。

議案第42号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小川 修君） 議案第42号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、国の総合経済対策に基づき実施する、令和6年度に新たに住民税非課税等となる世帯に対する支援給付金及び定額減税し切れないと見込まれる方に対する調整給付金の支給事業に伴い、必要となる経費を計上するものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億6,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ366億8,400万円とするものでございます。

それでは、本委員会の所管に属するものにつきまして、便宜歳出から御説明いたしますので、予算書の10、11ページをお開きください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第3節職員手当等942万9,000円のうち681万6,000円につきましては、調整給付金の支給事務に要する職員の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当を計上するものでございます。第10節需用費257万6,000円のうち219万6,000円につきましては、調整給付金の支給事務に必要な事務用品や封筒、広報用リーフレットの作成などに要する経費を計上するものでございます。第11節役務費717万7,000円のうち674万円につきましては、調整給付金支給確認書の送付及び返送に要する郵券料などを計上するものでございます。第12節委託料3,438万1,000円のうち2,021万1,000円につきましては、調整給付金の支給事務に必要な事務補助職員派遣委託及び対象者データ抽出作業委託に要する経費を計上するものでございます。第18節負担金、補助及び交付金のうち、説明欄の上から2行目、定額減税補足給付金6億9,000万円につきましては、定額減税し切れないと見込まれる額として支給する調整給付金でございます。

次に、第13款予備費43万7,000円の増額につきましては、予算調整でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、8、9ページにお戻りください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金8億6,400万円の増額につきましては、財源調整でございます。

なお、このたびの補正予算事業につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に該当する事業でございますので、国からの交付額が確定次第、歳入につきまして予算計上することと

しています。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っていただき、調書に記載してある款、項、目、事業名を言った後に、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いを申し上げます。

質疑はありませんか。

岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 調書の2ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の定額減税補足給付金支給事業のことについて、担当課におかれましては煩雑な事務ということ御苦労されておられると思うわけでありまして、ちょっと教えてください。今日の市長の行政報告の中でスマホ市役所を活用しての申請ということがあったんですが、実際に私もスマホ市役所の申請のところでマイナンバーカードの事前登録、これはできてないんですが、この事前登録から始まって、どういった流れでこの申請につながっていくのか、その辺のフローチャートで分かりやすくお教え願えればと思いますが。お願いします。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 岡崎副委員長からの御質問でございますが、今後の申請等の手続の部分の話ということだと思いますけれども、今想定しておりますのが、スマホ市役所の中にありますプッシュ型の通知の登録というものがございます。ここで事前のアナウンスをしていくような形になるかと思っておりますけれども、既に登録されている方、またアナウンスによりマイナンバーカードを使って新たに登録していただく方の中で、今後、対象者を確定した際に、その登録者で給付対象に該当する方がいた際には、その方にお知らせという形で通知をするというような流れになってくるかと思っております。そのときに通知を受けた方が、その後、実際には全対象者に紙ベースで確認書の送付というものはしていくんですけれども、その紙というものが届く前段で先行して対象であるよということのお知らせが届くと。そこで手続も完了できるというような形がプッシュ型の登録者に対する通知、アナウンスという方向で、まず第1点、それが一番最速で手続が済むという形になるかと思っております。

それとは別に、確認書を送付した後ですけれども、そこから今度はQRコードを読み込んでの電子申請、もしくは送られた確認書を返送いただく紙での申請というような申請手続のパターンというものも分けた形で事務を進めていこうかと思っております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） スマホ市役所でも完結するけれども、それとは別に書面での通知もされ

て、書面の通知を行った場合にQRコードを読み込んでの 절차か、また書面の返送をしてもらうという形になると。そうになると、分かってない方は二重の申請になるのかなと思うんですが、それは二重の給付というか、減税にはならないようにはしてあるわけですね、当然。その辺をまた教えてください。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 岡崎副委員長からの質問でございますけれども、今おっしゃられるようなところで、二重にというようなことも想定はされてきます。確認書を送付する際には、プッシュ型の登録のアナウンスによって 절차를済まされた方は、このお送りした確認書の 절차は不要ですよというアナウンスはしていきますけれども、それでも送り返してしまう、間違って送り返してしまうというような方もいるかと思ひます。こちらのほうでは、支給済み、 절차済みというところの管理をしながら、二重での振込ということはしないような形で、チェックをかけながら業務を進めていくという流れを想定しております。

○委員長（山田雅徳君） 岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 承知をしました。

あと、この減税のみそなのが、いわゆる年間、昨年度の所得から住民税は計算されるわけですが、住民税が年間1万円にも満たない方は1万円とみなされて、その差額を当然給付するという形ですね。年間の住民税が1万円以下の方、これが大体年収的に、所得的にどれぐらいになるのかと、1万円未満の方は1万円返すという、減税するという。だから、例えば年間で8,000円しかなかったら残りの2,000円はもう当然給付するということですね。そう理解されてませんか。そのとおりだと思うんですけど、その辺を教えてください。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 岡崎副委員長からの御質問で、今の給付金の前段の定額の減税の部分のお話というところだと思いますけれども、この定額の減税の制度の部分につきましてですけど、今、岡崎副委員長が言われたとおり、1人1万円、住民税からというところになってくるかと思ひますけれども、扶養が1人いれば2万円、扶養が2人いれば3万円という減税額になってくるというところが、減税の可能額というところに対しまして、この令和6年度の住民税の所得割額の中からその可能額が幾ら引けるのかというところを見て、それが引き切れる額、所得割額のほうが大きい方ですね、については減税のみで終わるということなんですけれども、その額のほうが小さい場合に可能額が全部引き切れないということで、その部分について今回、対象者をはじき出した形で、最終的に調整給付金として支給するというところでございます。

○委員長（山田雅徳君） よろしいですか。

他にありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 説明を聞いてもなかなか分かりづらい話なんですけど、これ、定額減税補

足給付金という、この給付金は給付をされるということ、給付金という名前なので給付されると思うんですけど、これ、最速でどのぐらいで給付されるようになるんですか。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 三宅委員からの御質問でございますけれども、今ここから最終的な調整給付金の支給対象者を固めていく作業がどこまでというところになるかと思うんですけども、仮にこれが今月中に対象者がまとまったならば、先ほど岡崎副委員長のほうからも話がありましたけれども、スマホのプッシュ型の通知、この対象者が固まりましたら、その通知での案内というのは即そこですることが可能になるかと思えます。そのときに、その通知を受けた方からすぐに申請しますよという意思表示が返ってきたならば、6月中にはその方の支給事務を進められる情報は、こちらとしては確定するという形になります。そこから今度、支払いの手続には約1週間要するところから、順調に進めば7月の中旬頃には最初の振込対象の方に振込が可能になるかと思えますけれども、ここからの対象者の抽出作業の時間によっては、そのスタート段階がずれ込み、7月中旬が最初というようなことになる可能性もあるというようなあたりで、極力最速で言う7月上旬のあたりで最初の振込対象の方へ振り込めれるというところを目指して、ここから作業を進めていきたいと思っております。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 確認なんですけれども、プッシュ型の通知をされる先は、そこに登録をまずされている方のところにされるわけですね。じゃあ、今登録をされている方々というのは、対象者、対象外の方々が今、多分登録されていらっしゃると思うんですけど、どのぐらい今いるんですか。

○委員長（山田雅徳君） 総合政策部長。

○総合政策部長（梅田政徳君） すみません、少しデジタルの関係ということで、私のほうから御説明をさせていただきます。

プッシュ型のサービスということです。今使っているのが、実際に7万円の給付というときに使いましたという話、それから就学援助の申請というところにも使っております。今、正確な数字を持ち合わせておりませんが、およそ700から800名程度、このプッシュ型の通知というのに登録をしていただいているという状況でございます。今回かなり対象者の数も多いという形になるかと思えますので、できる限り通知をする前の段階で皆さんのほうに登録を促していきたいというふうに考えておまして、近日中にも総社市の公式LINEでこのプッシュ型、今回、調整給付金も対象になるよという話、それから広報紙なんかでも少し、6月20日に配られる形になりますので、そこでもお知らせをしていきたいなということは今考えているところでございます。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。再度確認なんですけど、そのプッシュ型の、今回、通知と

というのが一つの肝の部分だと思うんですけど、今の話だと600、700名ぐらいの登録の中で対象者がさらに絞られてくるとは思うんですが、ここでスピード感を持ってできるのがデジタルの強みだと思うんですけど、そのさび分けというのは、一発でぽんと、デジタルを活用してぱっとできるような、そういうシステムなわけですか。

○委員長（山田雅徳君） 総合政策部長。

○総合政策部長（梅田政徳君） 少しテクニカルな部分もあるので、かいつまんでお話をさせていただきますけれども……。

（「できるかできないかだけでいいです」と呼ぶ者あり）

○総合政策部長（梅田政徳君）（続）すぐにできるかという話ですかね。自動的にというふうなことはなかなか難しいところはありますけれども、基本的に対象者が抽出をされたものといわゆる我々が持っているデータというのをマッチングさせるというふうな形になりますと。マッチングをさせて、マッチングをさせたものに通知をするという形です。手が全くかからないというわけではありませんけれども、そんなに1日も2日も人の手がものすごくかかってというような類いのものではなく、1時間、2時間ぐらいの作業をしてお送りできるというふうなこととだけ思えばと思います。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分については可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時59分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

総務生活委員会委員長 山田 雅徳